

国庫補助負担金等に関する改革案
～ 地方分権推進のための「三位一体の改革」～

平成16年8月24日
地 方 六 団 体

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全国市議会議長会
全 国 町 村 会
全国町村議会議長会

はじめに

本来、「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、国民が豊かさゆとりを実感できる生活を実現することができるよう、財政面の自立度を高めるための改革である。

しかし、改革の初年度である平成16年度は、国の財政再建のみを先行させた地方分権改革には程遠い内容であり、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった。

こうした中、平成16年6月4日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、政府から「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体が国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめることを要請された。

地方六団体は、今回、国と地方公共団体との信頼関係を確保するための一定条件を前提に、平成17、18年度における3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案を取りまとめ、提示することとした。同時に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、移譲対象とすべき国庫補助負担金のリストのみを提示するのではなく、税源移譲や地方交付税のあり方、国庫補助負担金改革と車の両輪とも呼べる国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む、幅広い提案を行うものである。

政府においては、この提案を真摯に受け止め、改革の全体像を速やかに提示して平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も引き続き、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月24日

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

(1) 国と地方の協議機関の設置

「三位一体の改革」が、真に地方の自主・自立につながる改革となるよう、地方六団体としては、昨年秋に全国市長会が「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」を、全国知事会が「三位一体の改革に関する提言」をそれぞれ公表し、廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金のリストを含む具体的な提案を行ったところである。

しかしながら、平成16年度の改革では、我々地方の意見が取り入れられることなく、税源移譲が先送りされたまま、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減のみが行われ、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった。

こうした経緯を踏まえ、今後政府が示す「三位一体の改革の全体像」等に地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方六団体等との協議機関を設け、地方の自主・自立につながる改革の具体策について誠実に協議を行うことを、この改革の前提条件とする。

(2) 具体的な前提条件

「三位一体の改革」を真の地方分権改革として推進し、国と地方の信頼関係を確保するため、相互に誠意をもって協議を尽くし、地方公共団体の総意として求めている次の各事項が確実に実行されることを前提条件として、この改革案を提示する。

税源移譲との一体的実施

国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的に同時に実施することとし、その方針及び具体的内容を明示すること。

確実な税源移譲

提案した国庫補助負担金の廃止により、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

地方交付税による確実な財政措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

このため、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方公共団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

また、改革を行っている間は、昨年のような不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと。

施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等は、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設であり、また、個別の地方公共団体にとっては、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じること。

また、廃棄物処理施設整備事業、市街地再開発事業など、事業の完了に相当の期間を要するもので、既に着手しているものについては、円滑な事業が行えるよう特別な経過的財源措置を講じること。

負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止や生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、地方交付税の削減、予算シーリングによる単なる国庫補助負担金の縮減など、「三位一体の改革」に名を借りた地方への一方的な負担転嫁は、絶対に認められないものであること。

新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金を廃止する一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等を創設することは、国庫補助負担金改革の意義を損ねるものであり、認められないものであること。

地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方交付税は地方固有の財源であるので、その総額を決めるための地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

2 「三位一体の改革」の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

「三位一体の改革」は、地方分権の理念に基づき、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途決定を行い、住民の意向に沿った行政運営を可能とする改革でなければならない。

我が国全体の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては、国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間大きな乖離が生じている。

地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲等を進め、この乖離をできるだけ縮小していくことが重要である。

このため、「三位一体の改革」は、政府が定める「改革と展望」の期間である平成16年度から18年度までを「第1期改革」とし、さらに平成19年度以降を「第2期改革」として継続して取り組む必要があり、第2期までの全体像を以下のとおり示すこととする。

「三位一体の改革」の主たる課題は、国から地方への税源移譲であり、これが全体像の中心となるが、併せて税源移譲の規模に見合った国庫補助負担金の廃止についても具体的に提案を行う。また、地方交付税は、財源保障及び財源調整の両機能を堅持しながら地方行財政改革の推進に資する改革を行うこととする。これらの改革を一体的に推進することにより、地方財政の自立度を高め、ひいては地方分権の一層の推進を図ることとする。

国においても、「三位一体の改革」を平成18年度までをもって終了させるのではなく、平成19年度以降も改革を迅速かつ着実に実施していく必要があり、第2期改革の必要性及びその具体的な内容を早期に明らかにすべきである。

(2) 税源移譲を中心とする「三位一体の改革」の全体像

国から地方への税源移譲

地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分の実現を目指し、基幹税により国から地方に税源を移譲する。【8兆円程度】

< 第1期改革 > (平成18年度まで)

所得税から住民税へ 個人住民税を10%比例税率化 【3兆円程度】

< 第2期改革 > (平成19年度～21年度)

消費税5%のうち地方消費税分を1%から2.5%に引上げ 【3.6兆円程度】

< 第1期及び第2期を通じた改革 >

道路目的税である揮発油税の一部(税収見込の50%)の地方譲与税化について検討する。【1.4兆円程度】

国庫補助負担金の見直し

地方分権の理念に沿って、財政面における地方の自由度を高めるため、税源移譲額に見合った国庫補助負担金を廃止する。【 9兆円程度】

<第1期改革>（平成18年度まで）

16年度削減分 【 約1兆円】

17年度～18年度実施

- ・廃止して税源移譲することにより、地方の自由度の拡大が見込まれる地方財政法第16条関係の国庫補助金をはじめ、税源移譲につながる国庫補助負担金を廃止 【 3兆円程度】

<第2期改革>（平成19年度～21年度）

国と地方の役割を明確にした上で、既に廃止を提言している国庫補助負担金のうち、第1期改革で廃止されなかったものを廃止

【 3.6兆円程度】

<第1期及び第2期を通じた改革>

道路目的税を財源とした地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金を3兆円の別枠として廃止を検討する。【 1.4兆円程度】

地方交付税の見直し

地方交付税については、第1期改革及び第2期改革を通じ、次の視点に立った見直しを行う。

ア 税源移譲による地方税財源の充実確保が行われた場合であっても、税源が偏在することが避けられず、地方公共団体間の財政力格差が拡大した場合、これに適切に対応できるよう、地方交付税による財源調整機能を十分に発揮させる必要がある。また、法令等に基づき国が国民に保障した行政サービスを実施するための財源保障機能も不可欠であり、両機能を充実強化する。

イ 景気対策など国の施策の誘導に利用されてきたことが、地方が多額の赤字を抱える要因の一つになったという過去の経緯を踏まえ、地方交付税の政策誘導的な部分を縮小し、財源保障機能及び財源調整機能という地方交付税のあるべき機能を中心とする制度とする。

なお、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行されるべきである。

ウ 地方財政計画の見直しについては、昨年行われたような地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における医療・福祉・環境・教育等の施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させるなど、適切な見直しを行う。

エ 「三位一体の改革」の推進により、地方交付税不交付団体の人口の割合を高める。

オ 所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、別途、地方交付税の総額を確保するための対策を講じる必要がある。

カ 地方交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度については、国税と地方税との配分のあり方に関する抜本的な見直しの実施に合わせ、総合的な改革を行うことが必要であり、このため、地方公共団体として速やかに検討を進め、具体的な提言を行う。

3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

(1) 移譲対象補助金の規模

国から地方への税源移譲を確実にを行うことを前提に、政府が提示する「概ね3兆円規模」の税源移譲に見合うものとして、「平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金」(以下、「移譲対象補助金」という。)の規模は、総額で3.2兆円とする。

一方、税源移譲されるべき額は、総額で3兆円程度とする。

なお、平成16年度に行われた約1兆円の国庫補助負担金の削減に見合う税源移譲は、上記の措置とは別に実施すべきである。

(2) 移譲対象補助金の内容

(移譲対象補助金は、別表1のとおり)

地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金 【0.6兆円程度】

地方公共団体の事務として同化・定着、定型化し、引き続き地方が実施する必要があると思われるもので、国庫補助金の廃止後においても税源移譲により財源の確保が必要となるもの

地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金(下記及びに係るものを除く) 【0.6兆円程度】

地方公共団体の事務として義務的に行われているもので、廃止して税源移譲することにより、地方の裁量度を高め自主性を拡大することにつながるもの

普遍的・経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金

【0.6兆円程度】

施設整備の必要性や規模、時期及びその後の改修・補修の更新を地方の判断で計画的に整備することが効率的で、廃止して税源移譲することにより、地方の裁量度を高め自主性を拡大することにつながるもの

公共事業等投資的な国庫補助負担金(上記に係るものを除く)

【0.6兆円程度】

廃止し税源移譲することにより、全国一律の基準に従って行われる国庫補助事業に比べ、移譲された一般財源により事業が実施されることになり、地方の自由度が格段に高まる。また、地域の実態に適合し、住民の視点に立った事業が展開できると同時に、入札・契約、設計・施工など全般にわたり地方の創意工夫を生かすことで、より効率的、合理的な事業執行が可能となる。

ただし、市町村が公共事業を円滑に執行するには、確実な財源措置のあり方について、なお検討する必要がある。

このため、公共事業等の国庫補助負担金は、第1期改革においては、都道府県のみが事業主体となっている投資的な事業に係るものを移譲対象補助金とする。

義務教育費国庫負担金 【0.8兆円程度】

義務教育費国庫負担金は、第2期改革までにその全額を廃止し税源移譲の対象とすることとした上で、第1期改革においては、中学校教職員の給与等に係る負担金を移譲対象補助金とする。

なお、次の点についても併せて実施・検討すべきである。

- ・国は、義務教育における地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、その責務を法律上明記するとともに、都道府県間において教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう法令に明記するなどの措置についても考慮すべきであること。
- ・地域の実態に即した義務教育の推進のため、運営全般について、小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するとともに、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進すること。
- ・義務教育等に対する財源確保のため、企業から寄せられる教育・文化等に係る寄付金について、非課税措置を拡大すること。

(3) 移譲対象補助金としない国庫補助負担金（廃止を提案しないもの）

地方財政法第10条の4に規定する国庫委託金、税の代替的性格を有するものなど税源移譲になじまないもの

国家補償的性格を有するものなど本来国で実施すべきもの、特定地域の特別の事情により講じられているもの

災害復旧のためのもの

社会保障関係の負担金のうち、格差なく国による統一的な措置が望まれるもの（生活保護、児童扶養手当など）や、制度全般の見直しの中で検討すべきもの（老人医療、国民健康保険、介護保険など）

（移譲対象補助金から除外すべき主な国庫補助負担金は、別添「参考」のとおり）

なお、歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講じるべきである。

(4) 税源移譲

税源移譲額及び税目

地方税については、地方公共団体の安定的な財政基盤を確立するため、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要がある。

このため、税源移譲に当たっては、基幹税による税源移譲を行う必要があり、今回の平成18年度までの改革においては、個人住民税を10%比例税率化することにより、所得税から住民税へ3兆円程度の税源移譲を実施することが必要である。

また、都道府県と市町村との間の税源配分のあり方については、住民に最も近い行政サービスを担う市町村に十分配慮する必要がある。

納税者負担の調整措置

「三位一体の改革」は、増税を目的とするものではないので、所得税から住民税への税源移譲を行うに当たって、個人住民税所得割の比例税率化により、住民個人レベルでの所得課税全体で実質的な増税とならないよう、国においては、納税者負担の調整措置を適切に行うべきである。

移譲額の考え方

移譲対象補助金のうち、地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金、普遍的・経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金及び災害の防止に関わる公共事業や福祉、教育に係る国庫補助負担金については、確実に10割の税源移譲を行うべきである。

また、地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金のうち、地方公共団体の裁量により効率的な運営が可能となる事業に係るものについては、8割に相当する額を移譲する。

(5) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財政措置

地方交付税による財政措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金の廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて目に見える形で確実に財源措置がなされることが必要である。

このため、税源移譲と国庫補助負担金の廃止に伴い、地方交付税がどのように増減したのかが明確に判断できる措置を講じる必要がある。

離島や過疎等農山漁村の財政基盤の弱い地域への措置

離島や過疎等農山漁村の地域の地方公共団体は、税源が乏しいため財政基盤が弱く、財源の多くを地方交付税や補助金等に依存しており、その地域特性ゆえの財政需要もある。

一方、こうした地域には、森林資源等が存在しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的な機能を有している。これらの利益は長年にわたり国民全体が受けるものであり、この機能を維持するための費用については共同負担すべきものである。

このため、こうした税源の乏しい離島や過疎等農山漁村の地方公共団体にお

いても、安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置が必要である。

また、離島の小規模校の小中学校に係る教職員給与等についても、配慮が必要である。

地域特例への配慮

特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の嵩上げ相当額を地方財源として移譲し、地方交付税等により、適切に財源措置が講じられる必要がある。

(6) 国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、これを廃止すべきである。

また、本来、管理主体が負担すべき維持管理費について、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理であり、早急にこれを廃止すべきである。

(廃止すべき国直轄事業負担金については、別表 2 のとおり)

(7) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化

国庫補助負担金の廃止に伴い、これまで行ってきた補助金の申請、審査、決定といった国・地方を通じた膨大な事務処理が不要となる。これにより、国の負担は大幅に削減され、国の職員の人員削減が可能となるとともに、国は、国としての本来の事務事業である外交、防衛及び安全保障、司法、金融等、国際社会の秩序の形成と国民全体の存立と発展に係わる事務に専念できることとなる。

国は、このようなことを踏まえ、定数削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本の見直しなど国の行財政改革をさらに徹底、推進していく必要がある。

なお、国家公務員の配置の抜本の見直しを行う場合、政府としてこれに対応した適切な措置を講じるべきである。

今回の改革において 8 割相当の税源移譲としたものの差額については、地方公共団体の行財政改革による効率化努力によって対応することとしている。

地方公共団体においては、国庫補助負担金の廃止により自己決定と自己責任が拡大することを踏まえて、創意と工夫により一層の行財政の効率化、合理化を積極的に進めていく。また、住民の負託に応えるため、公共事業の見直しやアウトソーシングを含む事務事業の徹底した見直し、職員定数の削減、人件費カットなど、財政健全化のための行財政改革に取り組んでいるが、今後とも、地方財政のスリム化に資するため、地方の自主的な行財政改革をさらに推進する。

これにより、地方財政計画額の縮減、地方交付税総額の抑制につながるものであり、国・地方を通じた行財政改革に大きく寄与する。

4 国による関与・規制の見直し等

平成12年の地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、地方の主体性が一定程度高められたものの、現状では、法定受託事務、自治事務を問わず、法律、政省令、通達・通知などにより、地方公共団体の主体性を制約し、実質的に国が関与している事例が数多く存在している。

また、国庫補助負担金が廃止され、一般財源化された事業についても従来国庫補助負担金の交付条件とされていた必置規制、基準の義務付けが存置され、財政上の自由度がほとんど高まっていない事例が見受けられる。

このような、国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

したがって、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するため、「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、次に掲げる改革を行い、地方の自由度を拡大する必要がある。

(国による関与・規制の具体的事例で改革が必要であるという意見のあった主な事例は、別表3のとおり)

必置規制、基準の義務付けの廃止

- ・国庫補助負担金の廃止により、一般財源化された事務事業について、必置規制、基準の義務付けを廃止
- ・自治事務については、原則として必置規制や処理基準、整備基準などの事務の細則を定めた政省令を廃止。また、これを条例で定めることとするよう、個別法の規定を早急に改正

国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築

- ・地方の事務に係る法令の制定等に対し、国と地方の調整システムを構築

地方の役割・権限の拡大

- ・地方が担う方が適切である事務が存在することから、国と地方の役割分担の見直しを実施し、国から地方へ、都道府県から市町村への規模、能力に応じた一層の事務・権限を移譲
- ・特に住民に身近な基礎自治体である市町村の役割・機能を拡充するとともに、市町村に対する都道府県の関与を廃止・縮小
- ・政省令が必要な場合にあっても、条例が一定の範囲内で政省令に規定された内容の弾力化を図りうる仕組みを創設
- ・法律による条例への授権範囲を拡大

おわりに

「三位一体の改革」は、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を移譲し、これに伴い、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しを、文字どおり「三位一体」で同時に進めていくものである。税源移譲や国庫補助負担金の廃止を積極的に進めることで、国の関与を排し、地方公共団体が主体的に行政運営を行うことが可能となる。これにより、地方公共団体も国への依存体質から脱却し、全国一律、画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行政の実現に向けて、各地域の創意工夫にあふれた自由なサービス競争を展開することができる。

このように、地方分権の観点から進める「三位一体の改革」は、低コストで住民満足度の高い社会のしくみへの構造改革につながり、ひいては、国・地方を通じた財政再建にも資する、いわば国民のための行財政改革であり、もとより国と地方の財源の奪い合いではない。

今回、わが国社会の変革にもつながる「三位一体の改革」の大きな柱である国庫補助負担金をはじめとする改革案を、地方公共団体の総意として取りまとめることは、地方分権改革のこれまでの流れから見ても画期的なことである。

国においては、地方分権の推進に関する国会決議や地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、この改革案の意義を重く受け止めるべきである。国と地方が対等な立場で、相互の信頼関係に基づき協議を重ねるなかで、改革を確実に実行に移すことが必要であり、このことが、わが国における地方分権型社会の実現への第一歩となる。

地方六団体は、今後の予算編成や税制改正の場において、この改革案が具体的に実施されていくことについて重大な関心を持ち、注視していくとともに、提示した立場として、その推進にできうる限りの努力を傾注していく覚悟である。

また、第2期改革に向けた取組みを含め、地方六団体が一致協力して、更なる地方分権の推進を図っていく考えである。

「移譲対象補助金」一覧

(平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金)

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
社会 保 障	医療施設運営費等補助金	19,435
	地域医療対策費等補助金	1,237
	医療施設等設備整備費補助金	3,451
	歯科保健医療事業費補助金	675
	疾病予防対策事業費等補助金	6,368
	職業転換訓練費負担金	3,056
	職業転換訓練費交付金	3,417
	在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)	77,873
	身体障害者福祉費補助金(身体障害者デイサービス事業分を除く)	2,773
	地方改善事業費補助金	8,118
	高齢者福祉推進事業費補助金	70
	地方改善施設設備整備費補助金	22
	児童保護費等補助金(障害児通園(デイサービス)事業費等分を除く)	50,635
	児童福祉事業対策費等補助金	3,118
	母子家庭等対策費補助金	2,555
	母子保健衛生費補助金	3,069
	婦人保護事業費補助金	1,691
	生活保護費補助金	8,179
	麻薬等対策推進費補助金	108
精神保健対策費補助金((目細)精神障害者社会復帰施設等運営費等を除く)	1,928	

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
社会保障	老人保健事業推進費等補助金	2,641
	介護保険事業費補助金	7,181
	老人医療費適正化推進費補助金	3,503
	国民健康保険特別対策費補助金	3,823
	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金	5,588
	児童育成事業費補助金	28,578
	身体障害者等福祉対策事業費補助金	1,017
	職業能力開発校設備整備費等補助金	5,555
	技能向上対策費補助金	1,591
	中小企業福祉事業費等補助金	2,092
	離職者等職業訓練費交付金	8,815
	社会福祉施設等設備整備費補助金	1,841
	児童保護費等負担金((目細)児童保護措置費負担金)	412,728
	麻薬取締員費等交付金	457
	保健衛生施設等設備整備費補助金	4,823
	保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)	29,285
	母子保健衛生費負担金((目細)1歳6か月児健康診査費負担金及び3歳児健康診査費負担金)	1,402
	婦人保護事業費負担金	865
	身体障害者保護費負担金(身体障害者施設訓練等支援費等分を除く)	1,466
	精神保健対策費補助金(精神保健福祉センター特定相談等事業費分)	133
養護老人ホーム等保護費負担金	56,728	
保健衛生施設等施設整備費補助金	10,160	

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
社会保障	社会福祉施設等施設整備費負担金(老人福祉施設(特養)等)	20,537
	医療施設等施設整備費補助金	18,091
	社会福祉施設等施設整備費補助金(老人福祉施設(老人短期入所施設)等)	109,814
文教・科学振興	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	14,067
	高等学校等奨学事業費補助金	4,532
	学校教育設備整備費等補助金	2,236
	幼稚園就園奨励費補助金	18,087
	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	722
	特殊教育就学奨励費補助金	2,005
	教員研修事業費等補助金	5,575
	私立高等学校等経常費助成費補助金	99,732
	地方スポーツ振興費補助金	1,419
	地震関係基礎調査交付金	780
	特殊教育就学奨励費負担金	4,035
	公立学校施設整備費負担金	79,558
	公立学校等施設整備費補助金(学校校舎等に係る通常の改築、改修)	62,227
	地域先導科学技術基盤施設整備費補助金	400
	義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金(中学校教職員分)	850,400
公共事業	公営住宅家賃対策等補助	139,123
	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助	921
	公営住宅建設等指導監督交付金	852
	住宅地区改良指導監督交付金	101

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
公共事業	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給 指導監督交付金	83
	下水道緊急整備事業助成補助	1,268
	公営住宅建設費等補助	152,831
	廃棄物処理施設整備費補助	116,727
	経営体育成基盤整備事業費補助	89,464
	農道整備事業費補助	48,109
	治山事業費補助	51,222
	水土保持林整備治山事業費補助	29,412
	国有林野内治山事業費補助	521
	地すべり防止事業費補助	7,629
	共生保安林整備事業費補助	7,055
	河川改修費補助	54,915
	統合河川整備事業費補助	16,728
	堰堤改良費補助	3,560
	砂防事業費補助	66,307
	地すべり対策事業費補助	10,899
	急傾斜地崩壊対策事業費補助	35,484
	河川修繕費補助	2,103
	ダム周辺環境整備事業費補助	273
	堰堤修繕費補助	437
砂防設備修繕費補助	198	
砂防基礎調査費補助	2,535	

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
公共事業	雪崩対策事業費補助	1,527
	急傾斜地基礎調査費補助	497
	流域総合下水道計画調査費補助	59
	下水道事業費補助(流域下水道分)	105,079
	海岸環境整備事業費補助(海域浄化対策事業費補助分)	144
	都市河川改修費補助(都市河川改修事業及び総合治水対策特定河川事業分)	49,097
	自然公園等整備費補助	4,473
その他	民間資金等活用事業調査費補助金	135
	交通事故相談所交付金	167
	生活情報体制整備等交付金	791
	地方選挙電磁的記録式投票補助金	183
	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	2,471
	情報通信システム整備促進費補助金	366
	消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊関係設備分を除く)	6,476
	医療関係者養成確保対策費等補助金	8,670
	地域診療情報連携推進費補助金	203
	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	7,490
	モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	200
	農地保有合理化促進対策費補助金	5,032
	農業近代化資金利子補給等補助金	3,547
	米需給調整総合対策事業推進費補助金(数量調整円滑化推進事業以外)	1,159
	協同農業普及事業交付金	23,429

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
その他	農業委員会交付金	10,805
	林業普及指導事業交付金	3,384
	水産業改良普及事業交付金	593
	農業経営対策事業推進費補助金(都道府県 農業会議運営事務費以外)	3,111
	総合食料対策地方公共団体事業推進費補 助金	2,778
	農業生産振興地方公共団体事業推進費補 助金	1,210
	農村振興対策事業推進費補助金((目細)火 山活動周辺地域防災営農対策事業費補助 金分を除く)	78
	農業経営対策地方公共団体事業推進費補 助金	1,149
	植物防疫事業交付金	364
	農業生産振興事業推進費補助金	225
	総合食料対策事業推進費補助金	896
	農林水産試験研究費補助金	127
	農業信用保証制度円滑化対策費補助金	590
	林業生産流通振興事業費補助金	333
	林業生産流通振興地方公共団体事業費補 助金	1,307
	森林資源地方公共団体管理費補助金	910
	漁業近代化資金利子補給等補助金	1,682
	水産業振興事業費補助金	1,046
	水産業振興地方公共団体事業費補助金	3,306
	漁業調整委員会等交付金	222
中小漁業融資保証制度円滑化対策費補助 金	104	
中心市街地商業等活性化総合支援事業費 補助金	5,261	

(単位:百万円)

分野	国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
その他	産業再配置促進環境整備費補助金	54
	輸入関連事業者集積促進事業費補助金	129
	資源循環型地域振興事業費補助金	112
	工業団地造成利子補給金	15
	小規模企業等活性化補助金	22,573
	住宅産業構造改革等推進補助金	628
	土地利用転換計画策定等補助金	384
	土地分類調査費等補助金	100
	廃棄物再生利用等推進費補助金	412
	環境保全調査等補助金	100
	環境監視調査等補助金	2,655
	交付地方債元利償還金等補助金	171
	鳥獣等保護事業費補助金	106
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	3,220
	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	1,200
	森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費補助金)	403
	地籍調査費負担金	13,672
廃棄物再生利用施設整備費補助金	750	
合	計	3,228,384

「移譲対象補助金」から除外すべき主な国庫補助負担金

(平成16年度予算額、単位：百万円)

- 1 地方財政法第10条の4に規定する国庫委託金、税の代替的性格を有するものなど税源移譲になじまないもの
 - ・統計調査事務地方公共団体委託費 1 2 , 4 4 5
 - ・外国人登録事務委託費 4 , 4 8 6
 - ・国有資産所在市町村交付金 3 4 , 8 9 8
 - ・国有提供施設等所在市町村助成交付金 2 4 , 7 5 0

- 2 国家補償的性格を有するものなど本来国で実施すべきもの、特定地域の特別の事情により講じられているもの
 - ・電源立地地域対策交付金 1 1 2 , 3 9 5
 - ・原子力施設等防災対策等交付金 1 4 , 8 8 4
 - ・石油貯蔵施設立地対策等交付金 6 , 4 9 6
 - ・施設周辺整備助成補助金 2 0 , 1 3 5
 - ・沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金 8 , 0 5 0
 - ・国宝重要文化財等保存整備費補助金、
国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金、
史跡等購入費補助金 1 8 , 1 0 7

- 3 災害復旧のためのもの
 - ・河川等災害復旧事業費補助 2 8 , 1 9 6
 - ・河川激甚災害対策特別緊急事業費補助 1 3 , 3 2 0
 - ・農業用施設災害復旧事業費補助 6 , 9 8 2
 - ・砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助 5 , 7 2 0

- 4 社会保障関係の負担金のうち、格差なく国による統一的な措置が望まれるものや、制度全般の見直しの中で検討すべきもの
 - ・生活保護費負担金 1 , 7 3 8 , 4 4 5
 - ・児童扶養手当給付費負担金 3 0 1 , 3 1 7
 - ・療養給付費等負担金 1 , 9 6 6 , 4 4 6
 - ・財政調整交付金 5 0 2 , 3 6 1
 - ・老人医療給付費負担金 2 , 5 4 3 , 4 2 5
 - ・老人保健医療費拠出金負担金 8 1 5 , 5 4 8
 - ・介護給付費等負担金 1 , 0 9 5 , 2 6 3
 - ・介護給付費財政調整交付金 2 7 2 , 5 7 5

別表2

廃止すべき国直轄事業負担金

(平成14年度普通会計決算)

1 国直轄事業負担金

(単位:百万円)

区 分	平成14年度決算額		
	都 道 府 県	市 町 村	計
農 林 水 産 業 費	247,539	24,054	271,593
土 木 費	1,076,857	114,815	1,191,672
道路橋りょう	670,769	67,176	737,945
河 川 海 岸	339,625	118	339,743
港 湾	50,501	45,729	96,230
都 市 計 画	11,261	689	11,950
空 港	4,701	1,103	5,804
小 計	1,324,396	138,869	1,463,265
災 害 復 旧 費	13,722	-	13,722
合 計	1,338,118	138,869	1,476,987

国直轄事業負担金(都道府県分)決算額には、下記の維持管理費を含む。

2 維持管理費

(単位:百万円)

区 分	14年度決算額
農 業 農 村 整 備	1,059
道 路 橋 り ょう	126,153
河 川 海 岸	71,069
都 市 公 園	2,603
災 害 復 旧	605
計	201,489

維持管理費は、都道府県負担分を記載

国による関与・規制の具体的事例

【事例 1】木造による社会福祉施設の整備

木造による社会福祉施設の整備については、建築基準法には適合しても、厚生労働省の個々の設置基準により困難となっている。例えば、木造 2 階建ての特別養護老人ホームについては、建築基準法では 2 階が 300 m²未満の場合は設置できるが、厚生労働省の基準では木造は平屋建てに限られており、設置できないことになる。

< 参照 > 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）

【事例 2】幼稚園、保育所の施設設置基準

幼稚園と保育所では、施設設置基準等が異なっている。保育所には全国一律の児童福祉施設最低基準により調理室を設けることが義務付けられており、調理室の設置費用および調理員の人件費が相当な負担となる。このため、例えば、地方公共団体が住民ニーズに沿って既存の幼稚園の空き教室等を利用して保育所を設置することが困難となっている。

また、保育士の数、乳児室の面積などについても、平成 16 年度に公立保育所の運営費が一般財源化されたにもかかわらず、基準の見直しがなされていない。

< 参照 > 児童福祉施設最低基準（省令）

【事例 3】中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設

中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設内では、国の手引き書により地域の特産物や農産物の P R 等を目的とした展示の傍ら小規模の販売を行うこともできるとしているが、直売の常設施設や営利目的の販売等は認められていない。

< 参照 > 中山間地域総合整備事業に係る手引き書

【事例 4】国庫補助事業で整備した施設の目的外使用

国庫補助事業で整備した施設を他の目的に使用する場合、政令により残存価額に相当する補助金を返還しなければならないため、施設の一部を公共的な利用目的であってもボランティアなどの民間の団体に貸し出すことができない。

< 参照 > 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令（政令）

【事例 5】廃棄家電の引取等に関する監督業務

特定家庭用機器再商品化法により廃棄家電の引取等に関する監督業務は、国の直接執行事務とされているが、国の監視が行き届きにくく、廃棄家電が不法投棄された場合は地方公共団体が処理せざるを得ない。しかし、同法上、地方公共団体は小売業者等への報告徴収や立入検査を行う権限を有しておらず、適切な対応ができない。

< 参照 > 特定家庭用機器再商品化法

【事例 6】福祉のまちづくりでの総合行政

地方が主体的・先導的に取り組んできた福祉のまちづくりの分野に、事後に交通バリアフリー法により公共交通機関の旅客施設や車両等に関する構造・設備基準を設け、審査や改善命令を国の直接執行事務としたため、地方公共団体が福祉のまちづくりでの総合行政を実施しづらくなっている。

< 参照 > 交通バリアフリー法、福祉のまちづくり条例（一般的な例）

【事例7】個別的労使紛争

都道府県は、個別的労使紛争について従来から労働相談等を実施しており、利用者の側からすれば、従来からのノウハウを有し、地方の実情や特性を踏まえた解決が期待できる都道府県が個別的労使紛争の解決を担当することが望ましい。しかし、国は、法律により個別労働関係紛争の解決を国の直轄事務とし、地方公共団体との競合関係を生じさせている。

<参照> 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

【事例8】持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律では、都道府県が導入指針を定め、農業者が策定する導入計画を認定し、導入に係る金融・税制上の支援措置を講ずることとしている。しかし、農業生産方式の内容が法律及び省令で詳細に規定されているため、事務を執行する都道府県において、区域の特性に応じた解釈・運用を行う余地がない。

<参照> 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

【事例9】海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備は、国土交通省河川局、同省港湾局、農林水産省農村振興局、同省水産庁とそれぞれ所管する省庁が異なるため、同じ地区であっても整備完了時期に差が生じ、一体的に整備することができない。

<各補助事業実施要綱>

【事例10】商工会議所の定款変更

商工会議所の定款（役員および部会部分）を変更する場合、商工会議所法施行規則により定款に関しては国と県に権限が分かれているため、国と県それぞれに同じ定款変更の許可申請を行う必要がある。

<参照> 商工会議所法施行規則（省令）

【事例11】農地転用

農地の転用にあたっては、2 ha 超 4 ha 以下は国への協議、4ha 超は国の許可が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、特段国の関与の必要性は低い。

<参照> 農地法

【事例12】国定公園内の新たな遊歩道整備

国定公園内に新たな遊歩道を整備しようとしても、国の要領で国定公園計画の見直しは5か年ごとしか行わず、この間は原則として計画変更を行わないこととされているため、見直しまでの数年間は整備することができない。

<参照> 国立公園計画の再検討要領（準用通知）

【事例13】新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分

新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地を処分する際は、事前に、価格、処分方法等を定めた処分計画を作成して、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることが必要とされており、事前協議に時間がかかるため、迅速に処分を進めることができない。

<参照> 新住宅市街地開発法

【事例14】土地利用計画

土地利用計画上、企業向けの処分用地が「特定業務施設用地（＝事業所等）」

と「公益的施設用地（＝学校、購買施設等）」に細分化されているため、進出希望企業から、用途区域をまたがるような大型商業施設の立地意向があった場合、立地予定地の土地利用計画を一部変更（特定業務施設用地 公益的施設用地）する必要があり、迅速な誘致交渉を進めることができない。

< 参照 > 新住宅市街地開発法

【事例15】小規模宅地処分

民間事業者から、府県の宅地を購入して住宅を建設し、住宅付き宅地として住宅需要者に販売したいという希望があっても、新住宅市街地開発法施行令では、「全体住区面積の1/3以内」で、かつ、「一団の宅地として25戸以上」でなければ、民間事業者へのいわゆる「卸売り」は認められておらず、小規模宅地処分の妨げになっている。

< 参照 > 新住宅市街地開発法、同法施行令

【事例16】松くい虫の防除作業

松くい虫の防除作業に早急に取り組まなければならないにもかかわらず、被害拡大防止林の区域指定に関する国の同意を得るために2カ月要したため、実際に防除作業を行ったのは3カ月後となった。

< 参照 > 森林病虫害防除法

【事例17】認可保育所の入所要件

児童福祉法により「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子供を入所させることができない。「保育に欠ける」要件は、保護者が、昼間労働することを常態としていること、同居の親族を常時介護していることなど、児童福祉法施行令に基準として限定列挙されている。このため、入所決定の判断が画一的となり、不規則勤務や夜間勤務の人などは、保育所を利用することが難しく、また、在宅で子育て中の家庭が、資格取得や育児疲れ等を理由に、子供を入所させることができない。

< 参照 > 児童福祉法、同法施行令

【事例18】地方公共団体の各種基本計画

地方公共団体が地域の各種基本計画を策定する場合、本来自治事務であるにもかかわらず、国土交通大臣等の協議、同意が必要とされているため、地方公共団体の自主性、自立性が阻害され、また、協議等に労力と時間を費やしている。

< 主な基本計画 >

- ・土地利用基本計画
- ・農業振興地域整備基本方針
- ・下水道整備総合計画
- ・都道府県立自然公園計画 など

【事例19】職業能力開発校の設置

職業能力開発促進法により県は職業能力開発校を設置することが義務付けられているため、都道府県に一つしかない場合は、同じ内容を開講する民間の職業能力開発施設が近辺にいくつかでき、職業能力開発校がほとんど利用されなくなっても廃校できない。

< 参照 > 職業能力開発促進法

【事例20】国から地方公共団体への資料提出要求

国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、「助言・勧告・情報提供に必要」という法定要件を欠いたり、短期間で回答を求めたりするため、地方公共団体の過重な負担となっている。

< 参照 > 地方自治法

付 記 意 見

全国知事会議において、改革案に意見を付記することを決定し、これに従い提出された意見は下記のとおりである。

群馬県知事 小寺 弘之

- ・地方自治の現場に40年以上携わった者として、地方が自立し、地方分権を確立させて、多種多様な日本として繁栄させたい。
- ・国が補助金によって地方を手取り足取り指導・支配することは、国民の利益にならない。
- ・国庫負担金と国庫補助金は、地方財政法の定めが異なる。負担金は、国の義務負担であり、国が財源保障すべきものである。一方、補助金は、必要があると認める時に限り交付することができることと定められており、これはなるべく少なくし、一般財源化して地域の実情に合わせたものにして欲しい。
- ・義務教育国庫負担金は、国庫補助金の廃止を優先させ、その後に位置づけをされてよいのではないか。教育は極めて大事なことなので、もう少し議論を深める必要がある。
- ・総理が3兆円の税源移譲を決めたことは画期的なことであり、是非実現させたいと考える。

栃木県知事 福田 昭夫

- ・我が国の教育のあり方を時間をかけて慎重に議論すべきとの観点から、義務教育費国庫負担金については第2期分で行うべきである。
- ・削減額を3兆円に積み上げるなら、第1期では義務教育費国庫負担金としては加配職員、栄養職員、事務職員分までである。その他は公共事業や奨励的補助金で対応してはどうか。

東京都知事 石原 慎太郎

義務教育費国庫負担金の廃止、一般財源化に反対する。

本来、義務教育の水準の確保は国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金制度である。

教職員の人件費に充てられる国庫負担金を廃止しても分権化には結びつかず、地方の財政状況によっては、却って教育水準の低下が危惧される。

国庫負担金については、義務教育における水準の確保や国と地方の役割分担など本質的な議論を徹底的に行ったうえで、望ましい財源負担のあり方を正面から議論すべきである。

そもそも、今回の国庫補助負担金の廃止問題については、まず始めに国から投げられた3兆円ありきで議論が行われているが、本来、国と地方の役割分担など地方税財政制度全般のあり方の見直しと一体で検討すべきものである。

なお、一般財源化に伴い国の財源保障を求める意見が出されたが、破綻の危機に瀕している交付税の現状からみて、将来にわたり確実な財源保障が維持できるのか疑問がある。

山梨県知事 山本 栄彦

義務教育は憲法上の国民の権利義務に関わるものであり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を保障することは、第一義的には国の役割であり責務である。

一般財源化による地域間格差をもたらすものであってはならない。

財源論に終始することなく、国づくりの根幹をなす人づくりについて、国家百年の大計のもと、真摯に教育論を展開すべきである。

長野県知事 田中 康夫

そもそも、今回の「三位一体改革」にあたっては、中央政府と地方自治体の役割分担を明確に議論し、その合意に基づいて、具体的に削減すべき国庫補助負担金の種類、額について協議を進めるべきである。

すなわち、今回の国からの提案に対しては、削除すべき3兆円の国庫補助負担金のリストを回答するのではなく、「まず、国の側が、省庁の枠組みを超え、国民のためにどのような役割を果たし、財源を手当てしていくのか示すべき」と回答することが望ましい。

義務教育費国庫補助負担金についていえば、人材こそが唯一無二の資源である日本において、基礎的な学力を全ての子どもに授ける義務教育は、その実施主体を問わず、国家が責任を持って財源保障すべきものである。

これまで一部の自治体が、学校図書費や公立保育園の運営費の一般財源化にともない、これら費用を他の費用へと充当し、図書の不足や保育の低下が生じている現状を鑑みれば、義務教育費を一般財源化することにより、財政力のある自治体とそうでない自治体の間で、受けられる義務教育に大きな格差が生じかねない。

したがって、国、地方共に財政が破綻状況にある中、義務教育費については、教育目的の別枠の財源を国において設け、ナショナルミニマムとしての教育水準を確保すべきである。

三重県知事 野呂 昭彦

義務教育制度は、国の将来の発展を支えるものであり、その基本的部分において全国で格差が生じないように、財政負担の根幹については国が確実に責任を果たしていくことが重要である。また、地方の自由度、裁量をより高めることについては、総額裁量制はもとより、義務教育に係る諸制度をより柔軟なものとするることによって対応すべきである。

このため、義務教育国庫負担金については、本来、国庫補助負担金廃止の対象とすべきものではないと考えるが、少なくとも今回の見直し対象から外して、先ず、義務教育のあり方、国と地方の役割分担などについて、教育的見地から議論を深めていくべきである。

滋賀県知事 國松 善次

義務教育については、全国的に一定水準が確保されなければならないことや、今日さまざまな課題を抱えていることから、単に税源移譲の視点からだけでなく、幅広い視点から十分議論を尽くすべきである。このため、義務教育費国庫負担金の廃止については、第2期に実施すべきものとする。

鳥取県知事 片山 善博

義務教育費国庫負担金の削減には反対。

国庫補助負担金等に関する改革案を政府に提出することについては賛成であるが、税源移譲額が3兆円に達しないのであれば、義務教育費国庫負担金については補助金削減リストから外すべきである。

広島県知事 藤田 雄山

義務教育制度の根幹を維持するための税財源措置は国の責務として確保すべきであり、平成16年度において国と地方の信頼関係を損なわせるような大幅削減が行われた地方交付税による財源保障は、現段階では確実に担保される財源とは考えられない。

従って、第1期において一般財源化を行うのは、地方の裁量により対応が可能な加配教職員や学校事務職員分(約3,000億円)に留めるべきである。

愛媛県知事 加戸 守行

国庫補助負担金等に関する改革は、地方分権の理念、哲学の下に行うべきである。義務教育は、憲法上の要請に基づく国の責務であって、全国一律の教育水準を国の責任で維持することを担保するものが、義務教育費国庫負担金制度であることから、この負担金は、移譲対象補助金からは除外すべきである。

佐賀県知事 古川 康

本県は、義務教育国庫負担金の一般財源化について、義務教育の「そもそも論」と併せて議論すべきものであり、慎重に検討すべきとの見解であり、これまでも県独自の案(「プロポジション」(平成16年7月13日公表))等で主張してきたところだ。

今後の国と地方の協議において、義務教育の「そもそも論」を併せて議論することを強く求めます。

長崎県知事 金子 原二郎

本県は義務教育費国庫負担金等の廃止については反対の立場であり、事前のアンケートにおいてもこの旨回答しているが、最終的な改革案については、全国知事会が一丸となって地方分権の推進・「三位一体の改革」に取り組むという大局的・長期的な判断を重視する立場から採決においては賛成とした。

大分県知事 広瀬 勝貞

以下の理由により、義務教育費国庫負担金を「廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金リスト」に盛り込むことに反対する。

- 1 義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、国は教育の全国的なスタンダードを定め、子供たちがどこに生まれようと、どこに転校しようとも、安心して教育を受けることができるようにする責任を有していること。

- 2 この国の責任と、これを財政的に担保する義務教育費国庫負担金は、一体のものとして取り扱われるべきであること。
- 3 仮に、一般財源化された場合、税源の偏在に伴い、本県のように財政力の弱い団体においては、国庫負担金の廃止に見合うだけの財源措置は見込めず、この不足を補うはずである地方交付税についても、交付税総額が抑制基調である中、確保されるかどうか不透明な状況であり、結果的に地域住民の負担を増加させるおそれがあること。
- 4 3兆円の税源移譲に対して、それに見合う削減リストをそろえるべきとの議論があるが、今回の移譲税源は所得税であり、その分交付税原資が約1兆円減ることとなり、ネットの税源移譲額は約2兆円である。したがって、義務教育費国庫負担金を削減リストからはずしたとしても、今回提案のリストとしては十分見合うものといえること。